

**立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)**  
**個人研究費**  
**2006 年度研究成果報告書**

研究代表者	所属・職名	氏名
	社会学部・助手	清水 真 印
研究課題	グローバルなメディア秩序の再構成に関する研究 ～EU 東方拡大政策を事例として～	
研究期間	2006 年度	
研究経費	480,000 円	

**研究の概要 (200～300 字で記入、図・グラフは使用しないこと)**

**【研究の目的】**

「東アジア共同体」構想が、歩みを始め、アジア各地で様々な協議団体が設立され、シンポジウムがさかんに開催されている。

共同体形成へ向けた方法論としては、制度的・法的枠組みを検討する「制度的アプローチ」と、諸システムの有機的関連づけによって制度運営効果の向上を図る「機能的アプローチ」が必要である。しかし東アジアでは、欧州諸国が EU を舞台に築き上げてきたような、制度的・法的枠組みを構築する客観的な条件は整っていない。東アジアでもメディア領域における枠組構築の重要性はきわめて高い。

その EU は、21 世紀に入り東方拡大政策を採用した。加盟準備国には多く旧社会主義国が含まれ、社会環境は劇的に変化している。他方、かつての西側諸国の側にも、「ヨーロッパの再定義」やアイデンティティ再構築が必要となり、EU は揺らぎの中で、多様な価値に基づく秩序の構築に苦心している。揺らぎは各国で狭量なナショナリズムとして噴出し、マス・メディアの影響力が懸念されている。EU が拡大の途にある中で噴出するメディア領域の諸現象は、アジアがメディア秩序を築く際の参考事例である。

本研究の最終的な目的は、ヨーロッパにおけるメディア秩序の変容を俯瞰的に捉えて、グローバルなメディア秩序の再構成に関して、アジア地域への貢献を目指すところにあるが、2006 年度における研究遂行範囲としては、EU 東方政策の検討(制度的アプローチ)に重点を置いた。また欧州地域内で重要な位置づけを担う短波国際放送の歴史的検討(機能的アプローチ)にも労力を割いた。

**キーワード (研究内容をよく表しているものを 3 項目以内で記入。)**

{ 国際コミュニケーション }                      { 東方拡大政策 }                      { メディア }

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)**I. EU のコンディショナリティと加盟申請国の対応を巡って ~ メディア領域の多国間協議の歴史的比較とともに ~**

本年度の研究では、EU の東方拡大政策にあたり、加盟申請国がマス・コミュニケーション政策に関して、EU 側の要求を満たしていった過程を比較検討した。その前段階として、メディア領域に関して設けられていた多国間協議における議論の流れとその帰結を、EU のメディア政策と比較するために考察した。

**1. ユネスコにおける新世界情報コミュニケーション秩序に関する論議**

ユネスコで議論された新世界情報コミュニケーション秩序 (NWICO、東側では NIICO) においては、情報の「自由な流れ」(西側) と「均衡ある流れ」(東側・非同盟諸国) という二つの考え方が対立した。論議は、冷戦構造を基調とした東西対立の図式として始まり、その東西対立に南北問題が重なっていく。そしてソ連および東欧社会主義国の崩壊により南北問題が残され、結果南北問題さえも沈黙してしまった。「第2世界」が消滅したことに加え、東・東南アジア諸国の台頭に象徴される「第3世界」が分化したことで、西側先進国が支配するシステム内での不均衡や不公正の問題について討議し、民主化を探る場が失われていった。新世界情報秩序論議の鎮静化はこうした過程の一側面と見ることができる。結局 NWICO は、西側への対抗言説としての機能以外には各国の状況に大きな効力を及ぼさないまま、アメリカのユネスコ脱退・東欧社会主義の崩壊により議論の場を失ってしまった。

**2. 全欧州安全保障協力会議の第3バスケットにおける論議**

戦後の現状の固定化や平和共存体制の確立を目指したヘルシンキ宣言の中でも人的接触と情報普及の自由に関する取り決め(第3バスケット)は、革新的な取り決めである。社会主義諸国では人や情報の流れが規制され、情報不足が東西間の市民レベルでの相互不信や敵対感を増幅し、そのことが東西のイデオロギー対立を下支えしていた。東欧諸国は人の国際移動や情報普及を国際関係の伝統的な領域である文化交流及び教育交流の課題の一部に含めるよう主張し、「相互に同意した条件」での協力に限定することによって、人的接触問題を事実上国内管轄事項の範囲にとどめようとした。東西のこうした対立構図は、ユネスコにおける論議と同様のものだが、CSCE は一度だけの会議に終わらず、取り決めの履行状況の検討、ならびに更なる協力関係の促進のために、再検討会議や専門会議を開催していった。参加国内の情報普及の自由度や参加国間の人の国際移動のあり方がヨーロッパ共通の安全保障の視点から他国間協議のテーマとなった。こうして、社会主義体制崩壊以前に、国によって程度差はあるものの、ソ連と東欧諸国の多くで、人の国際移動と情報の自由化が第三バスケットでの取り決めに準じて進められ、これらの国の独占管理体制が崩れていった。開催時には多くの批判にも晒された全欧州安全保障会議(CSCE)の第3バスケットにおける論議は、社会主義体制崩壊後、体制の変容に貢献したとの評価を得ていった。ただし、CSCE が機能としてのマス・コミュニケーションシステムを変容させたことが事実だが、東側の法制度までも変革させる効力を示したわけではない。

**3. 社会主義体制の崩壊から EU 加盟申請へ**

東欧旧社会主義国で体制の移行が始まった 1980 年代末から各国の EU 加盟準備が本格化する 1990 年代中盤までの時期は、多くの加盟申請国でいわば混乱期にあった。各国で憲法やプレス法の改正が行われ、国営放送が公共放送へ移行し、商業放送が導入された。プレス・放送を問わず外資が参入し、排外感情が沸き起こった。そうした中で、1989 年 EC が採択した「国境のないテレビ放送に関する命令」は、加盟申請国の混乱したメディア政策(放送政策)に一つの冷静な指針を示していた。

※ この(様式 2)に記入の、成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4 縦型横書き 1 枚・自由様式)を添付すること。

## 研究成果の概要 (つづき)

## 4. EU への加盟プロセスにおける諸状況

## (1) EU プロセスの効力

1994 年のハンガリーによる EU 加盟申請を契機として、かつての社会主義国の加盟申請が続いた。マス・コミュニケーションに関する分野も重要な領域となり、基盤整備が進められた。EU は加盟申請各国の現状を分析・評価して方向性を示した。

各国はそれぞれの課題と向き合いながらメディア状況を改善していった。交渉の構図は過去の多国間協議 (UNESCO、CSCE) と異なる。“国家の連合体”である EU と“一国”の加盟申請国は勢力が不均衡な状態で向き合い、他方、各加盟申請国の間では「競争関係」が生じた。結果として、EU が提示するコンディショナリティは、従来の議論で提示されてきた提言・方針などとは比較にならない強い拘束力で、加盟申請国のメディア政策に効力を及ぼしていった。

## (2) 進展状況の偏差

加盟申請国によるコンディショナリティの達成度やメディア政策に関する交渉の過程を、さらに、移行過程における各国のメディア状況の変容を比較・検討すると、その進展具合が様々であることがわかる。各国とも、メディア環境が良好に変化して行ったがゆえに 2004 年加盟が承認されたとはいえ、キプロスやポーランドのように比較的順調な展開を見せる国々がある一方で、当初順調に達成度を高めていたハンガリーの状況はむしろ悪化の兆しをも見せるなど、プロセスは多様であった。またスロヴァキアのように「10 カ国加盟」方針への政策転換によって恩恵を受けた国のメディア環境は、総じて達成度において遅れを見せている。

## (3) 変容過程に潜む問題点

旧社会主義国においては、公共放送の中立性や、放送監督機関の独立性について問題が残っている。また、形式的には EU から加盟申請への障害とはならないとされながらも、チェコをはじめとして「定期刊行物およびその他のマス・メディアに関する法律 (= 通称: プレス法) が残存していることは、かつてのメディア観が深く根付いていることを物語っている。

## 5. まとめ

加盟申請国に多く含まれる旧東欧諸国では、西側とは異なるマス・メディアの役割や機能が醸成され、そうしたメディア観に基づく制度が、EU 統合後も残存していることが確認された。資本主義への移行過程でも単純に西側システムに同化しているのではない。同時に既加盟諸国の側も「ヨーロッパの再定義」が求められるなかで、メディアの役割については揺らぎが生じている。こうした意識の異なる国民によって構成される国々の加盟や、それを受け入れる既加盟国の動揺は、今後 EU の展開に何らかの影響を及ぼすと考えられ、アジアにおいても、「社会体制の経験によるメディア観の相違」や、社会状況に応じたメディア観の揺れについては、細心の注意が必要であることが確認された。

\*-----\*

## II. 短波国際放送の機能変容

欧州で卓越した存在力を示していた短波放送「ラジオ・フリー・ヨーロッパ(RFE)」について、米国の“プロパガンダ放送”から“国際放送”へと変容して行った過程について、1956 年のハンガリー動乱における同局の活動と、その後の政策転換を事例に検討した。RFE はハンガリー動乱における報道内容によって、世界からの非難を受けた。その後同局は、直接的なプロパガンダ放送を改め、客観的な報道に努めるという「西側への架け橋政策」を採用した。RFE の政策転換は、現在の「ソフト・パワー」に関する議論の先駆けとなるものである。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

**①雑誌論文**

清水 真(2007) 「短波国際放送『ラジオ・フリー・ヨーロッパ』の方針転換に関する考察」『応用社会学研究』No.49、PP.73-84

清水 真(2007) 「国際放送の歴史と役割 ～ヨーロッパRFEからNHKが学ぶべきこと」、『GALAC』2007年3月号、PP.

**④ 学会・シンポジウムにおける報告**

(1) 「EUの東方拡大政策と新規加盟国におけるメディア政策の浸透」、  
主催：現代情報法制研究会、2006年6月1日、於：法政大学、

(2) 「マスコミの環境変化と日韓ジャーナリズムの進むべき道」、第4回 韓日言論人国際ワークショップ  
主催：韓日社会文化フォーラム、2006年10月11日、於：九州大学